

高槻市からの注意事項（医療意見書について）

1 医療意見書の様式について

- ・医療意見書の様式は、小児慢性特定疾病の対象疾病それぞれに対応したものが、国により定められています。
- ・医療意見書の様式は、高槻市からは申請者へ配布しませんので、医療意見書を作成する指定医が、「小児慢性特定疾病情報センター」のホームページから該当するものをダウンロードし印刷していただきますようお願いします。

【小児慢性特定疾病情報センター】 <http://www.shouman.jp/>

2 「疾病の状態の程度」について

- ・小児慢性特定疾病医療費助成制度で医療費の助成をうけるには、対象者が、「小児慢性特定疾病」にかかっており、かつ、国の定める「疾病の状態の程度」に合致していることが必要になります。一部の疾病を除き、対象疾病にかかっていることだけでは、助成の対象とはなりません。
- ・疾病ごとの「疾病の状態の程度」については「小児慢性特定疾病情報センター」のホームページ内、各疾病の「診断の手引き」にて確認できます。
- ・高槻市では、指定医が作成した医療意見書をもとに、対象者の「疾病の状態の程度」が国の基準に合っているかどうかの審査を行っています。医療意見書を作成する際には、対象者の症状等が「疾病の状態の程度」に合致しているか確認していただき、医療意見書の各項目に、基準に係る内容について記載いただきますようお願いします。

3 記載内容の確認

- ・提出された医療意見書の記載内容において、認定基準に係る不備や疑義があった場合、高槻市から指定医の方に内容の確認を依頼しています。その場合、直接医療意見書を送付いたしますので、高槻市からの送付文書を確認の上、対応いただきますようお願いします。
- ・内容の確認を依頼した医療意見書は、適宜加筆、修正のうえ高槻市に返送していただく必要があります。対象者の個人情報に記載されていますので、紛失等のないよう慎重な取り扱いをお願いします。
- ・「現状評価」欄の「小児慢性特定疾病重症患者認定基準に該当」とは、小児慢性特定疾病医療費助成制度における、疾患群ごとの重症基準に該当するという意味です。「する」に○をつけた場合、重症患者意見書（医療意見書別紙）の提出が必要となります。重症基準に該当していない場合は、「しない」に○をつけてください。

4 疾患群ごとの注意事項

(1) 悪性新生物

- ・「疾病の状態の程度」に記載されている「治療終了後から5年」の「治療」とは、積極的な治療だけではなく、経過観察のための検査も含みます。
- ・再発や転移が認められる場合は「現在の症状」欄にその旨と確認時期を明記してください。

(2) 慢性腎疾患

- ・疾病のうち薬物療法等、治療の内容を認定基準として定めているものについては、当該治療を行っていない場合、助成の対象とはなりません。
- ・「腎機能低下がみられる場合」とは、おおむね3か月以上血清クレアチニンが年齢性別毎の中央値の1.5倍以上(※)の持続がみられる場合を指します。
※別添資料「小児慢性特定疾病指定医研修資料－対象疾病の概況－」2 慢性腎疾患に数値が記載されていますので、参照してください。

(3) 慢性呼吸器疾患

- ・本疾患群では経過観察については「治療中」とはみなしません。

(4) 慢性心疾患

- ・疾病ごとで認定基準に違いがあるので注意してください。
- ・「今後の治療方針」欄の通院期間に「(月回)」と記入する欄があります。入院の場合以外、おおよその通院見込み回数を記入してください。

(5) 内分泌疾患

- ・補充療法等、治療の内容を認定基準として定めているものについては、当該治療を行っていない場合、助成の対象とはなりません。
- ・成長ホルモン治療については、開始基準、継続基準、終了基準を充分確認のうえ、医療意見書を作成してください。また、以下についても留意のうえ作成してください。
 - (ア) 継続申請時の身長が終了基準に達していない場合でも、過去1年間の伸び率等から計算して治療開始予定時に超過すると見込まれる場合は、助成の対象とはならない場合があります。もしくは、超過すると見込まれる期間までの条件付きの認定となる場合もあります。
 - (イ) (ア)のうち、結果的に認定期間中に身長が終了基準に達しないことが見込まれる場合は、期間内であれば継続申請することができます。
 - (ウ) 継続基準を満たしていない場合でも、開始基準を満たしている場合は、新規申請することができます。(ただし18歳未満に限ります)
 - (エ) 「最近の身長」は、治療開始日(医療意見書に記載する治療見込期間の初日)から2か月以内に測定した値を記載してください。「約1年前の身長」も必ず記載してください。
 - (オ) 新規申請及び継続申請どちらにおいても、成長ホルモン治療用医療意見書が必要

となりますので、合計 2 枚の作成が必要となります。なお、新規申請においては、負荷試験の検査データを添付してください。

(6) 膠原病

- ・薬物療法等、治療の内容を認定基準として定めているものについては、当該治療を行っていない場合、助成の対象とはなりません。

(7) 糖尿病

- ・薬物療法等、治療の内容を認定基準として定めているものについては、当該治療を行っていない場合、助成の対象とはなりません。

(8) 先天性代謝異常

- ・対象疾病に該当する場合に助成の対象となります。

(9) 血液疾患

- ・補充療法等、治療の内容を認定基準として定めているものについては、当該治療を行っていない場合、助成の対象とはなりません。

(10) 免疫疾患

- ・補充療法等、治療の内容を認定基準として定めているものについては、当該治療を行っていない場合、助成の対象とはなりません。

(11) 神経・筋疾患

- ・運動障害等、対象者の症状を認定基準として定めているものについては、当該基準に該当しない場合、助成の対象とはなりません。医療意見書の該当欄に明記するか、医療意見書に適切な選択肢がない場合、所見欄に要件を満たしていると判断するに足る具体的な症状を記載してください。
- ・薬物療法等、治療の内容を認定基準として定めているものについては、当該治療を行っていない場合、助成の対象とはなりません。

(12) 慢性消化器疾患

- ・疾病により症状があることを認定基準として定めている場合、又は治療を要することを認定基準としているものについては、当該基準に該当しない場合、助成の対象とはなりません。医療意見書の該当欄に明記するか、医療意見書に適切な選択肢がない場合、所見欄に基準を満たしていると判断するに足る具体的な症状を記載してください。

(13) 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群

- ・意識障害等、対象者の症状を認定基準として定めているものについては、当該基準に該当しない場合、助成の対象とはなりません。医療意見書の該当欄に明記するか、医療意見書に適切な選択肢がない場合、所見欄に要件を満たしていると判断するに足る具体的な症状を記載してください。
- ・薬物療法等、治療の内容を認定基準としているものについては、当該治療を行っていない場合、助成の対象とはなりません。
- ・「基準（ア）、基準（イ）、又は基準（ウ）を満たす場合」等となっているものについて

は、いずれかの基準を満たせば要件を満たしたこととなります。

5 重症患者認定意見書

- ・ 疾患群ごとに要件が異なりますのでご注意ください。
- ・ 医療意見書の別紙になりますので、認定期間中の病状変更で重症患者認定基準に該当となった場合は本書に加えて、医療意見書の再作成が必要となります。

6 人工呼吸器等装着者申請時添付書類

- ・ ペースメーカーは助成の対象とはなりません。
- ・ 「離脱の見込み」については、認定期間中において 24 時間の使用を原則とし、離脱する見込みがあるかないかを基準に記入してください。なお、就寝時に使用しない場合等は、離脱は「あり」となり助成の対象とはなりません。
- ・ 生活状況欄について、どれか一項目に「自立」があった場合、助成の対象とはなりません。
- ・ 医療意見書の別紙になりますので、認定期間中の病状変更で人工呼吸器等装着者認定基準に該当となった場合は本書に加えて、医療意見書の再作成が必要となります。

7 療育指導連絡票

- ・ 療養上の問題点や、保健センターで行ってほしい指導等連絡事項がある場合は記載してください。